

用語の解説

1. 用語の解説

(1) 共通事項（人口動態統計及び医療施設調査・病院報告、医師・歯科医師・薬剤師統計）

表章記号の規約	
計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適切な場合	…
表章単位の2分の1未満の場合	0.0, 0.00
減少数(率)の場合	△

*掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(2) 人口動態統計

低体重児	体重2,500グラム未満の出生児をいう。平成6年までは体重2,500グラム以下を低体重児として集計していたが、平成6年の母子保健法の改正により平成7年から2,500グラム未満を集計した。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
自然増減	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
妊娠期間	出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。（昭和53年までは、数えによる妊娠月数） 早期：妊娠満37週未満（259日未満） 正期：妊娠満37週から満42週未満（259日から293日） 過期：妊娠満42週以上（294日以上）
死産	妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいう。死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (イ) 胎児を出生させることを目的とした場合 (ロ) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(参考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行により、人工妊娠中絶のなかの、妊娠第4月以降のものも人工死産に含まれることになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来、「通常妊娠8

月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改められた。

(昭和51年1月20日厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現が改められた。

(昭和53年11月21日厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準は、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改められた。

(平成2年3月20日厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

周産期死亡 妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

施設の種類

病院 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護医療院 要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことを目的とした施設を有するものをいう。介護保険法（平成9年法律第123号。平成12年4月1日施行）による都道府県知事の許可を受けたものである。

介護老人保健施設 要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

助産所 助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

老人ホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

自宅 自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

離婚の種類

協議離婚 戸籍上の届出によって成立するが、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意志の合致のない離婚は無効である。

裁判離婚 裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。

調停離婚 当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

審判離婚 調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる。当事者から適法な異議の申立てがあったときは、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する。

和解離婚 離婚訴訟上において和解ができる。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

認諾離婚 離婚訴訟上において請求の認諾ができる。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

判決離婚 調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる。

(3) 医事薬事統計

(医療施設調査・病院報告)

医療施設の種類

- 病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 一 般 診 療 所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
- 歯 科 診 療 所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

病院の種類

- 精 神 病 院 精神病床のみを有する病院をいう。
- 一 般 病 院 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院，平成 24 年までは結核療養所も除く）をいう。
- 地域医療支援病院 他医療機関から紹介された患者に医療を提供し，かつ，他医療機関の医師等医療従事者が診療，研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院をいう。（医療法第 4 条）
- 医 育 機 関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において，医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいう。（大学研究所附属病院を含む。）

病床の種類

- 精 神 病 床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
- 感 染 症 病 床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症，二類感染症（結核を除く。），新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。
- 結 核 病 床 結核の患者を入院させるための病床をいう。
- 療 養 病 床 病院の病床（精神病床，感染症病床，結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
- 一 般 病 床 精神病床，感染症病床，結核病床，療養病床以外の病床をいう。
- 経過的旧その他
法等の病床 旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって，平成 13 年 3 月に「医療の一部を改正する法律」の施行後，療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床をいう。（平成 15 年 8 月までの経過措置）
- 経過的旧療養型
病床群 「経過的旧その他の病床」のうち，主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院する一群の病床をいう。（平成 15 年 8 月までの経過措置）
- 介 護 療 養 病 床 療養病床のうち，「介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。

(医師・歯科医師・薬剤師統計)

病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院については人口動態調査における用語，医育機関については，医療施設調査・病院報告における用語に同じ。

(4)算出に用いる人口

人口動態統計は、日本人の日本における人口の動態事象であることから、各表において率の算出のための分母とした人口は、国勢調査年次はその日本人人口、その他の年次においては、総務省統計局の推計人口による日本人人口を用いており、県単独の表では9月末日現在の宮城県住民基本台帳人口を用いている。

なお、医療施設調査・病院報告の各表においても国勢調査人口、推計人口を用いている。

2. 比率の解説

(1) 人口動態統計

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

(注) 死産率，自然死産率，人工死産率の出産数は，出生数と死産数の合計である。

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

(注) 周産期死亡率，妊娠満22週以後の死産率の出産数は，出生数と妊娠満22週以後の死産数の合計である。

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{出生性比} = \frac{\text{年間の男子出生数}}{\text{年間の女子出生数}} \times 100$$

$$\begin{aligned} & \text{母の年齢（年齢階級）別出生率} \\ & = \frac{\text{ある年齢（年齢階級）の母親が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女子のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000 \end{aligned}$$

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢（年齢階級）別出生数}}{\text{年齢（年齢階級）別女子人口}} \quad 15 \text{歳から } 49 \text{歳までの合計}$$

本書においては、年齢5歳階級別の出生数及び女性の日本人人口を用いて算出し、5倍したものを合計している。

$$\text{死亡性比} = \frac{\text{年間の男子死亡数}}{\text{年間の女子死亡数}} \times 100$$

$$\begin{aligned} & \text{年齢（年齢階級）別死亡率（総数，男・女）} \\ & = \frac{\text{年間のある年齢（年齢階級）の死亡数（総数，男・女）}}{\text{10月1日現在における日本人（総数，男・女）のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000 \end{aligned}$$

$$\text{死因別死亡率（年間）} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$$

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{年間の乳児死亡の男子死亡数}}{\text{年間の乳児死亡の女子死亡数}} \times 100$$

(2) 医療施設調査・病院報告等，医師・歯科医師・薬剤師統計

$$\text{人口10万対施設数（病床数）} = \frac{\text{施設数（病床数）}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\frac{1}{2} \times \{\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数}\}}$$

療養病床については、次式による。

$$\frac{1}{2} \times \left[\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数}} + \frac{\text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数}}{\text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数}} \right]$$

介護療養病床については、次式による。

$$\frac{1}{2} \times \left[\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床から移された患者数}} + \frac{\text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床へ移された患者数}}{\text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床へ移された患者数}} \right]$$

$$\text{1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{(*)}} \quad \text{※令和2年は366日}$$

$$\text{1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{(*)}} \quad \text{※令和2年は366日}$$

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{年間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

$$\text{人口10万対医師（歯科医師・薬剤師）数（人）} = \frac{\text{12月31日現在医師（歯科医師・薬剤師）数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$